

会員証作成、発行及び運用について

会員各位

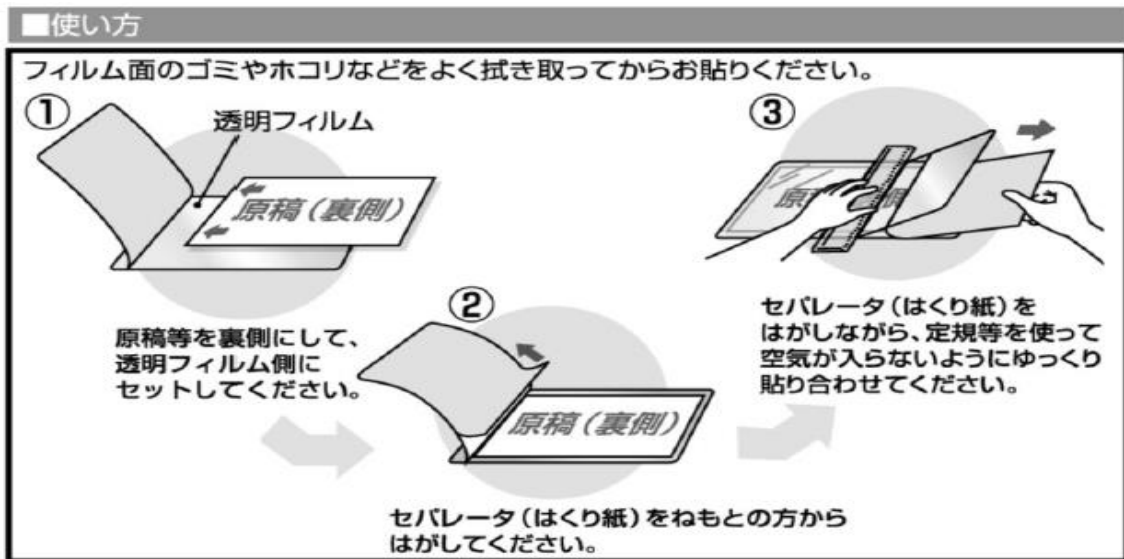
静岡県建築士会ではこの度、2023年3月までの会員証を配布いたします。
この会員証の作成にあっては、下記事項についてご配慮をお願いします。
併せて、現在の会員証は、各会員において裁断等の廃棄処理をお願いします。
なお、本会員証を常時携帯することにより、「建築士」としての自覚をさらに
深められ、日々の業務に精励されることを期待しています。

平成30年1月吉日

(公社) 静岡県建築士会
会長 佐藤博行

【会員証の作成】 ※賛助会員証には写真は不要です。

写真(3.0×2.4白黒可)をご用意の上、以下の方法でラミネートしてください。



【会員証・賛助会員証の訂正】

記載事項に間違いがございましたら、訂正事項を記入いただいたもの(形式は問いません)に会員証を添えて、下記本会事務局までお送り下さい。その際、郵送料のご負担をお願いいたします。後日新しい会員証を送らせていただきます。

【使用にあたっての留意事項等】

1. この会員証・賛助会員証は、業務に従事するとき常時携帯して下さい。
2. この会員証・賛助会員証は、他人に譲渡又は貸与することはできません。
3. この会員証・賛助会員証を紛失した場合には、速やかに本会事務局へ再発行の手続きをして下さい。詳細は下記までお問い合わせください。
4. 本会を退会する場合は、退会届に添えて、速やかに所属ブロック事務局に返還して下さい。
5. 有効期限後は使用できません。

【研修会・講習会等での提示】

研修会・講習会等に参加される場合は、会員確認を行なう場合がありますので、必ず携帯して下さい。確認出来ない場合は、CPDの対象とならない場合がありますので十分ご注意下さい。

【その他】

会員証についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

(公社)静岡県建築士会事務局

〒420-0857 静岡市葵区御幸町9-9

TEL 054-254-9381 FAX 054-273-0478